

平成 28 年度菊川市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

本市では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達法」という。) 第 9 条の規定に基づき、毎年度、市が障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するための方針を策定するものである。

2 適用範囲

この調達方針は、市の全ての機関が発注する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

3 調達方針の管理及び運営

この調達方針の策定、管理及び運営は、健康福祉部福祉課において行う。

4 障害者就労施設等の範囲

この調達方針の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に基づく事務所・施設等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ウ 生活介護事務所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所

(2) 障害者を多数雇用している企業等

- ア 障害者雇用促進法の特例子会社
- イ 重度障害者多数雇用事務所（※）

※重度障害者多数雇用事務所とは、次の要件をすべて満たすものをいう。

- ①障害者の雇用数が 5 人以上
- ②障害者の割合が従業員の 20%以上
- ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30%以上

(3) 在宅就業障害者等

- ア 在宅就業障害者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
- イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

5 調達の対象品目及び調達目標

本市において、重点的に調達を推進すべき物品については、以下のとおりとする。

種別	調達品目	調達目標	H27実績
物品	事務用品、書籍、食料品・飲料、小物雑貨、その他の物品	平成 27 年度 実績以上	544,481 円
役務	印刷、クリーニング、清掃・施設管理 情報処理・テープ起こし、飲食店等の 運営、その他のサービス・役務		

6 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達を総合的に推進するため、調達可能な物品の情報を収集し、適用機関に対しその情報を提供する。
- (2) 各機関からの物品の問合せ等に対し、障害者就労施設等と連携を図り、速やかに調達に向け調整を行うこととする。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市のホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績は、当該年度終了後に速やかに取りまとめ、市のホームページ等に公表する。